8　被告は、前項本文の規定により決定後除外媒体を提出するときは、その複製物一個（決定後除外媒体を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）を提出しなければならない。

9　被告は、原告に送付すべき決定後除外媒体の複製物について直送をすることができる。

10　第四項の規定により申立時除外媒体が提出された場合には、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る記録媒体等の閲覧、謄写又は複製は、申立時除外媒体（第七項本文の規定により決定後除外媒体が提出された場合にあっては、決定後除外媒体）によってさせることができる。

11　第一項の申立てを却下する裁判が確定したときは、被告は、速やかに、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る記録媒体等について、その複製物一個（記録媒体等を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）を提出しなければならない。

12　被告は、原告に送付すべき記録媒体等の複製物について直送をすることができる。

（取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての準用・法第三十七条）

第九条　第五条から前条までの規定は、法第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る法第二十九条第一項各号に定める裁決に関する国を被告とする訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。）について準用する。

附　則

この規則は、法附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎